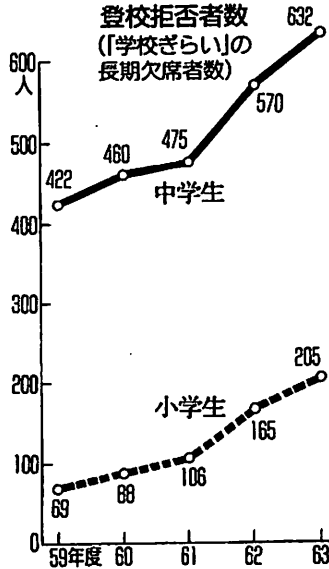
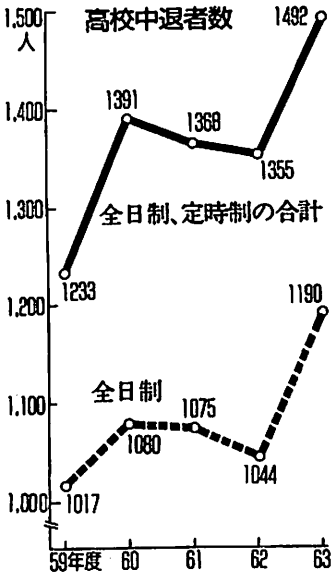


資料室

【資料1】 高校中退者・登校拒否児童急増



前年比137人増の1492人

小中の登校拒否も急増

六十三年度は今年三月までの二年以内の登校拒否者とした場合は、普通高の千四百九十六人のほかに、

解決に特効薬なく事態深刻化

調査によると、六十三年度の「登校拒否者数」は、前年度に比べて、増加傾向が顕著である。これは、小・中・高の各学年にわたって、拒否者の急増が認められる。特に、小・中・高の各学年にわたって、拒否者の急増が認められる。これは、小・中・高の各学年にわたって、拒否者の急増が認められる。これは、小・中・高の各学年にわたって、拒否者の急増が認められる。

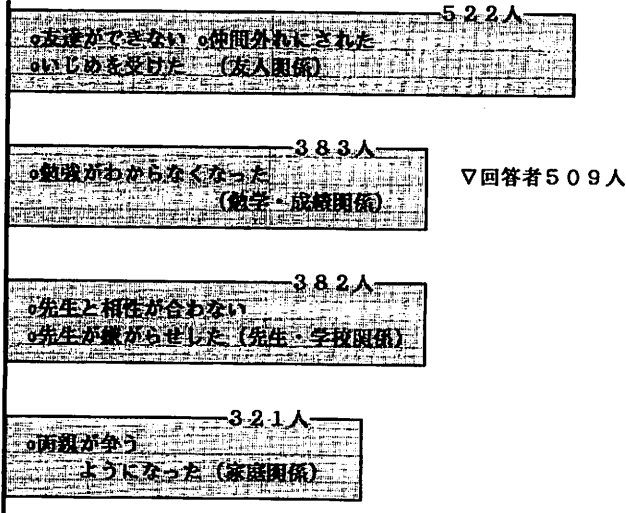
調査によると、六十三年度の「登校拒否者数」は、前年度に比べて、増加傾向が顕著である。これは、小・中・高の各学年にわたって、拒否者の急増が認められる。特に、小・中・高の各学年にわたって、拒否者の急増が認められる。これは、小・中・高の各学年にわたって、拒否者の急増が認められる。

調査によると、六十三年度の「登校拒否者数」は、前年度に比べて、増加傾向が顕著である。これは、小・中・高の各学年にわたって、拒否者の急増が認められる。特に、小・中・高の各学年にわたって、拒否者の急増が認められる。これは、小・中・高の各学年にわたって、拒否者の急増が認められる。

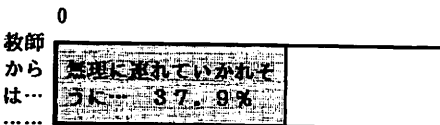
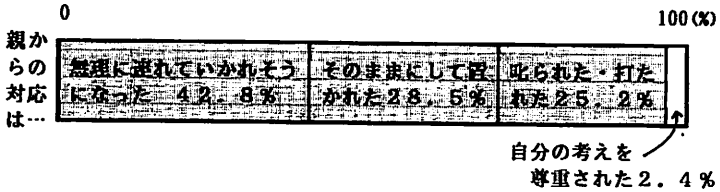
【資料2】不登校児の意識と実態（小学校高学年生～中学生：全国）

不登校児の意識と実態（小学校高学年生～中学生：全国）

1. 学校へ行かなくなった原因（複数回答）



2. 学校へ行けなくなった時の周囲の対応



3. 自由意見のなかから

- ◇校長に、精神科に入院するなら進級させてやると言われた。
- ◇無理やり連れていかれたら友達から「なぜ来たんだ」と言われ、ショックが何十倍にもなった。

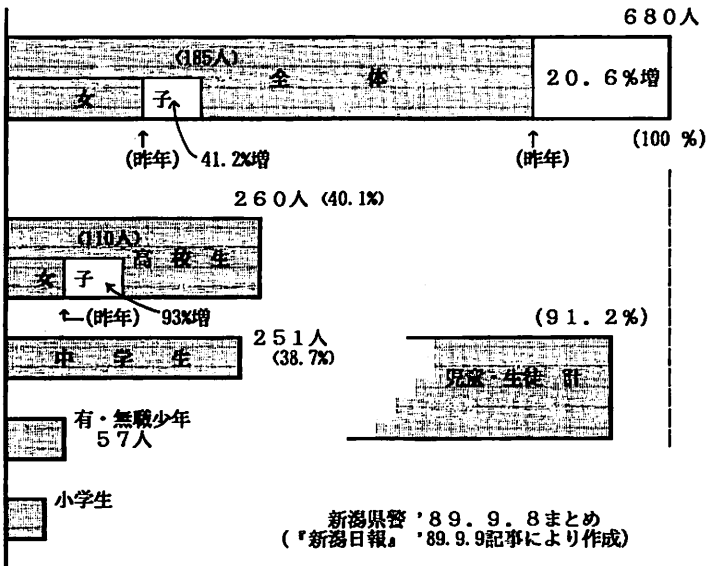
※この調査は、法務省人権擁護局が、昨年11～12月に、民間塾・養護学校相談所などの施設に通う、小学校高学年と中学校相当の不登校児3019人を対象にアンケート調査し、509人からの回答を得てまとめ'89年9月10日付で発表したものである。

なお、同人権擁護局は、「とにかく学校に行かせようという努力ばかりで、冷静に原因を調べ、良い方法を取ろうという努力が後回しになっている」と指摘している。

(『赤旗』'89.9.11の記事から引用・作成)

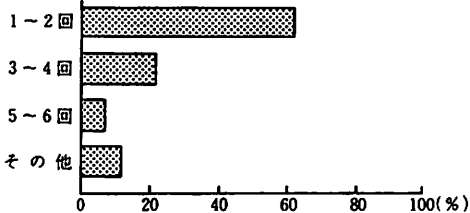
【資料3】1989年夏休み期間中(7/21～8/31)の県内非行少年補導状況

1989年度夏休み期間中(7/21～8/31)の県内非行少年補導状況



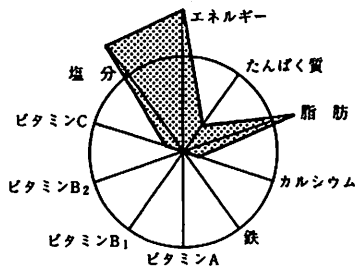
【資料4】生徒の朝食欠食状況  
(新潟県立教育センター調)

朝食の欠食状況(一週間当たりの回数)



※ 調査対象は、県内中・高校生 2,136人 (昭和62.63年調査)

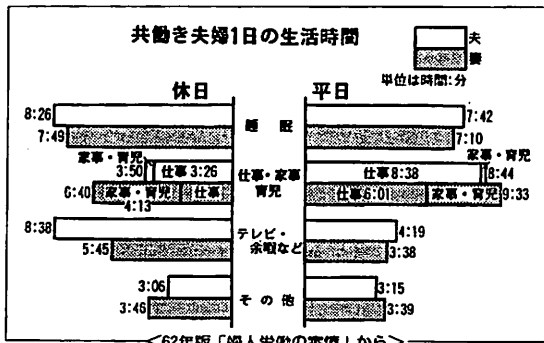
朝食を欠食し、スナック、ジュース類を食べたときの摂取量の例



※ 円は1日の望ましい摂取量の1/3を100とした場合  
※ 資料は県立教育センター調べ

【資料5】親たちの労働実態

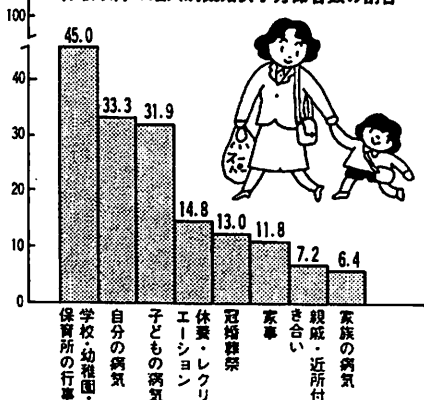
共働き夫婦1日の生活時間



(新潟県教育委員会「教育月報」1989年7月号より)

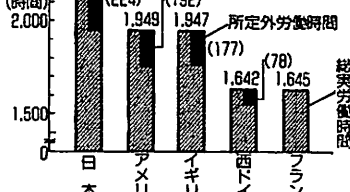
(「毎日」1988.11.7より)

休暇取得の理由別既婚女子労働者数の割合



(労働省「子どものいる既婚女子労働者の生活実態調査」「赤旗」89.10.12より)

労働時間の国際比較(推計値、原則として製造業生産労働者、1987年、労働省「労働経済の分析」より)



資料出所: ECおよび各国資料、労働省資金時間部労働時間課推計

- (注) 1) フランスの所定外労働時間は不明
- 2) 事業所規模は、日本5人以上、アメリカ全規模、その他は10人以上
- 3) 常用/パートタイムを含む

(「朝日」1989.8.1より)

## 【資料6】保護者が負担した教育費（1987年度）

区分	昭和62年度 学校教育費の支出構成							
	小学校		中学校		高等学校		幼稚園	
	公立	公立	公立	私立	公立	私立		
学校教育費	51,622円 (100.0%)	103,952円 (100.0%)	240,520円 (100.0%)	539,850円 (100.0%)	94,661円 (100.0%)	216,087円 (100.0%)		
教科書費	… (…)	… (…)	4,731 (2.0)	5,302 (1.0)	… (…)	… (…)		
教科書以外の図書費	4,627 (9.0)	7,692 (7.4)	4,731 (2.0)	7,441 (1.4)	3,489 (3.7)	3,998 (1.9)		
学用品・実験 実習材料費	15,641 (30.3)	22,879 (22.0)	16,195 (6.7)	25,050 (4.6)	5,861 (6.2)	6,990 (3.2)		
教科外 活動費	3,366 (6.6)	12,562 (12.1)	18,692 (7.8)	25,944 (4.8)	1,496 (1.6)	2,800 (1.3)		
保健衛生費	119 (0.2)	218 (0.2)	500 (0.2)	586 (0.1)	219 (0.2)	475 (0.2)		
交通費	1,671 (3.2)	11,371 (10.9)	45,095 (18.7)	83,937 (15.5)	1,925 (2.0)	13,324 (6.2)		
通学用品費	10,146 (19.7)	12,009 (11.6)	10,973 (4.6)	14,367 (2.7)	8,090 (8.5)	7,285 (3.4)		
その他	3,599 (7.0)	4,623 (4.4)	7,203 (3.0)	11,448 (2.1)	5,833 (6.2)	7,635 (3.5)		
授業料	… (…)	… (…)	78,166 (32.5)	200,264 (37.1)	55,250 (58.4)	132,264 (61.2)		
修学旅行・ 遠足・見学費	4,834 (9.4)	18,924 (18.2)	24,590 (10.2)	33,059 (6.1)	2,212 (2.3)	3,029 (1.4)		
学費	3,175 (6.2)	3,364 (3.2)	2,794 (1.2)	2,633 (0.5)	2,190 (2.3)	482 (0.2)		
児童会・ 生徒会費	92 (0.2)	1,279 (1.2)	5,740 (2.4)	4,780 (0.9)	31 (0.0)	165 (0.1)		
P T A 会費	2,332 (4.5)	2,527 (2.4)	5,722 (2.4)	8,903 (1.6)	4,229 (4.5)	4,583 (2.1)		
その他の 学校納付金	1,865 (3.6)	5,981 (5.8)	13,868 (5.8)	108,122 (20.0)	3,557 (3.8)	32,370 (15.0)		
寄付金	135 (0.3)	523 (0.5)	1,520 (0.6)	8,014 (1.5)	279 (0.3)	687 (0.3)		

区分	昭和62年度 家庭教育費の支出構成							
	小学校		中学校		高等学校		幼稚園	
	公立	公立	公立	私立	公立	私立		
家庭教育費	98,447円 (100.0%)	92,085円 (100.0%)	53,951円 (100.0%)	65,631円 (100.0%)	73,714円 (100.0%)	108,417円 (100.0%)		
補助学習費	33,098 (33.6)	67,907 (73.7)	34,037 (63.1)	40,739 (62.1)	24,273 (32.9)	32,549 (30.0)		
物品費	9,314 (9.5)	6,820 (7.4)	3,760 (7.0)	3,938 (6.0)	9,086 (12.3)	13,060 (12.0)		
図書費	13,288 (13.5)	20,045 (21.8)	7,167 (13.3)	6,854 (10.4)	12,757 (17.3)	14,084 (13.0)		
家庭教師・ 学習塾費	9,434 (9.6)	35,716 (38.8)	14,312 (26.5)	22,704 (34.6)	1,863 (2.5)	4,078 (3.8)		
その他	1,062 (1.1)	5,326 (5.8)	8,798 (16.3)	7,243 (11.0)	567 (0.8)	1,327 (1.2)		
けいこごと 学習費	65,349 (66.4)	24,178 (26.3)	19,914 (36.9)	24,892 (37.9)	49,441 (67.1)	75,868 (70.0)		
物品費	11,145 (11.3)	5,235 (5.7)	3,101 (5.7)	4,506 (6.9)	14,952 (20.3)	18,389 (17.0)		
図書費	2,286 (2.3)	759 (0.8)	890 (1.6)	1,272 (1.9)	2,253 (3.1)	3,730 (3.4)		
月謝	45,280 (46.0)	15,105 (16.4)	11,575 (21.5)	15,233 (23.2)	28,764 (39.0)	47,326 (43.7)		
その他	6,638 (6.7)	3,079 (3.3)	4,348 (8.1)	3,881 (5.9)	3,472 (4.7)	6,423 (5.9)		

（「文部時報」1989年9月号より）

ここでは、内容の②のウに示されている「天皇の地位」と「国民としての権利と義務」の取り扱いについて示している。

天皇の地位については、日本国憲法に定められていることを取り上げて指導するのは、この指導事項が最初であるところから、ここでは、児童の発達段階を踏まえ、抽象的な指導にならないようにするため、例えば、国会の召集、衆議院の選挙、外国の大使等の授受などの具体的な事例を通して、象徴としての天皇と国民との関係を取り上げ、天皇が日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であることを理解させるようにすることが大切である。

また、内容の①の歴史学習との関連に配慮し、天皇が国民に敬愛されてきたことを理解させるようにすることも大切である。

これらの指導を通して、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにする必要がある。

国民としての権利及び義務については、個別的に取り上げるのではなく、国民生活の安定と向上を図るために政治が大切な働きをしているという観点から、具体的な事例を取り上げるようにすることが大切である。具体的な事例としては、国民の権利については参政権を取り上げ、国民が政治に参加し権利を守るようになるという指導を行うことが必要である。国民の義務については、納税の義務を取り上げ、税金が国民の生活の向上に使われていることを指導するようにすることが必要である。

- (3) 内容の③については、次のとおり取り扱うものとする。  
ア アについては、我が国を取り上げること。

これは、内容の③のアの指導において取り上げる国の範囲を示している。ここでは、我が国が経済や文化の交流などで世界の国々と深いつながりをもっていることを理解させることを主要なねらいとしている。そのために取り上げる国については、内容の関連の観点から、3か国程度取り上げて指導するのが適当である。その際、取り上げる国が特定の地域に限らないよう配慮することが大切である。

- イ ア及びイについては、概念的、抽象的な指導にならないように留意し、正しい国際理解と世界平和への努力が大切であることを理解させるよう配慮すること。また、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てよう配慮すること。

これは、内容の③のイ及びイの指導における配慮事項を示している。国際理解については、我が国と経済や文化などの面でのつながりの深い国を取り上げることとしているが、その指導に当たっては、相手国の人々の立場に立てて理解させるようにすることが大切である。そのためには、相手国の人々の具体的な生活を取り上げ、異なった生活や文化について正しい理解をもたせるようにする必要がある。

世界平和については、国際交流や国際連合の働きを取り上げることとしているが、その指導に当たっては、世界の平和を願う日本人として世界の国々と協働していくことが大切であることの意味をもたせるようにする必要がある。そのためには、国際交流の具体的な事例を取り上げ、異なった国々の人々と交わることの意義について考えさせることが大切である。また、国際連合の具体的な働きや事例を取り上げ、人類の営むべき課題の解決のために果た

している役割について考えさせることが大切である。

国際理解や世界平和にかかわる内容については、オリンピックなどのスポーツの国際交流や国際連合の働きを取り上げることが考えられる。その際、国旗及び国歌について、関連して指導することが必要である。

国旗及び国歌の指導については、我が国の国旗及び国歌の意義を理解させ、それを尊重する態度を育成するとともに、諸外国の国旗及び国歌についても同様にこれを尊重する態度を育成するようにすることをねらいとしている。我が国の国旗及び国歌の意義については、第4学年における国旗にかかわる指導の上に立て、次のような事例について理解させる必要がある。

- ① 国旗及び国歌はいずれの国ももっていること。  
② 国旗及び国歌はいずれの国でもその国の象徴として大切にされており、互いに尊重し合うことが必要であること。

③ 我が国の国旗及び国歌は、長年の慣行により、「日の丸」が国旗であり、「君が代」が国歌であることが広く国民の認識として定着していること。

なお、我が国の国歌の意義の指導に当たっては、憲法に定められた天皇の地位についての指導との関連を図りながら、国歌「君が代」は、我が国が要求するようにとの願いをこめた歌であることを理解させるよう配慮する必要がある。

また、我が国の国旗及び国歌の意義を理解させることを通じて、我が国のみならず諸外国の国旗、国歌を尊重する態度を育てることに配慮することが大切である。なお、音楽科における国歌の指導や、入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌に関する指導なども関連付けながら、指導することも大切である。

(社会編、第6学年の内容の取扱い)

- (3) 国歌「君が代」は、各学年を通じ、児童の発達段階に即して指導すること。

児童が、将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長するためには、国歌を尊重する態度を養っていくことが大切である。

音楽科としては、このような意味から、国歌「君が代」を、入学式や卒業式等必要ときには、いつでも歌えるようにしておかなければならない。そのためには、例えば、低学年では上級生などの歌うのを聴かせることから始めて徐々に楽しみをもたせ、中学年では歌詞や楽譜を見て覚えて歌えるようにし、高学年では国歌の大切さを理解させるとともに、歌詞や楽譜を正しく歌えるようにするなど、表現学習の目標や内容とも関連させ、児童の発達段階に即した指導をしなければならぬ。

(音楽編、指導計画作成上の留意点)

## 【資料7】

## 小学校指導書(文部省)

## 第5節 入学式や卒業式などにおける

## 国旗及び国歌の取扱い

このことについて学習指導要領第4章第3では、次のように示している。

入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、児童が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要なことである。

学校において行われる行事には、様々なものがあるが、この中で、入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り返し目をつけ、厳粛かつ清らかな雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会となるものである。このような意義を踏まえ、入学式や卒業式においては、「国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」とこととしている。

入学式や卒業式のはかに、全校の児童及び教職員が一室に合して行う行事としては、始業式、終業式、運動会、開校記念に関する儀式などがあるが、これらの行事のねらいや実施方法は学校により様々である。したがって、どのような行事に国旗の掲揚、国歌の斉唱指導を行うかについては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断するのが適当である。

## (特別活動編、指導計画の作成と内容の取扱い)

## ニ 国旗及び国歌の指導の充実

第4学年の国土の位置に関する内容とのかかわりで国旗を、第6学年の国際理解や国際交流などの内容とのかかわりで国旗及び国歌を取り上げるようにした。

なお、入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の指導に当たっては、社会科や音楽科における指導などとの関連を図り、国旗及び国歌に対する正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることが大切である。

## (社会編、総説、改訂の要点)

(2) 内容の(5)の国土の位置の指導については、我が国の領土と近隣の諸国を取り上げるものとする。その際、我が国と隣外国には国境があることを理解させるとともに、それを尊重する態度を育てよう配慮する必要がある。

これは、内容の(5)の国土の位置についての指導において取り上げる範囲を

示すとともに、それを取り扱う際の配慮事項を示したものである。

国土の位置については、地図などを活用しながら、我が国の領土を中心とし、それと隣接する諸国を関連して取り上げるようにする必要がある。その際、我が国の領土については、北方領土の問題についても関心をもちたせるようにし、また、近隣諸国については、正式な国名を理解させることが大切である。

国土の位置の指導に当たっては、地図帳などを活用しながら、我が国及び隣外国には国境があることを理解させ、それを尊重する態度を育てよう配慮する必要がある。

## (社会編、第4学年の内容の取扱い)

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。  
ア 政治の働きと国民生活との関係を具体的に指導する際には、国民の祝日に関心をもち、その意義を考えさせるよう配慮すること。

これは、内容の(2)の指導において、国民の祝日が定められていることを関連して取り上げることを示している。

ここでは、日本国憲法や天皇の地位などについて指導することとしている。その際、国民の祝日として憲法記念日や天皇誕生日が設けられていることを関連して取り上げ指導するとともに、そのほかにも国民の祝日があることに関心をもち、その意義について考えさせるよう配慮することも大切である。

イ アについては、租税の役割についても取り上げるよう配慮すること。

これは、内容の(2)のアの政治の働きについて指導する際に租税の役割について取り上げることを示している。

地方公共団体や国の政治の働きとして、ここでは、公共施設の建設や災害復旧の取組みについて取り上げることとしている。その指導に当たっては、公共施設の建設や災害復旧のために必要な費用は租税によって賄われていることに気付かせ、租税が大切な役割をはたしていることを考えさせるよう配慮することが大切である。

## (社会編、第6学年の内容の取扱い)

ニ ウの天皇については、日本国憲法に定める天皇の国事に關する行為など児童に理解しやすい具体的な事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること。また、ウの国民としての権利及び義務については、参政権、納税の義務などを取り上げる。

【資料8】大江山・松葉保育園の開園を報じた「新潟日報」の記事

(78年1月14日付)

(13) 地 域

昭和53年(1978年)1月14日 (土曜日)

新 潟

新潟



# 子供ら生き生き 住民立保育園

新潟・松山の松葉保育園



キョウラリーに通ずる階段スベリ台で遊ぶ園児たち  
●とオープンした松葉保育園

## 薄着、はだしで駆け回る

しつかも独特  
手伝いや遊び  
で自立心養成

この春に松葉保育園が開園した。園児は、冬でも薄着、はだしで駆け回る。しつかも独特。手伝いや遊びで自立心を養成する。園児たちは、階段スベリ台で遊ぶ。園児たちは、キョウラリーに通ずる階段スベリ台で遊ぶ。園児たちは、キョウラリーに通ずる階段スベリ台で遊ぶ。

### 五地区区で工費負担、全園の開園

園児の増加は、五地区区で工費負担、全園の開園。園児の増加は、五地区区で工費負担、全園の開園。園児の増加は、五地区区で工費負担、全園の開園。園児の増加は、五地区区で工費負担、全園の開園。

園児の増加は、五地区区で工費負担、全園の開園。園児の増加は、五地区区で工費負担、全園の開園。園児の増加は、五地区区で工費負担、全園の開園。園児の増加は、五地区区で工費負担、全園の開園。

### 川崎メカネ園

川崎メカネ園。園児の増加は、五地区区で工費負担、全園の開園。園児の増加は、五地区区で工費負担、全園の開園。園児の増加は、五地区区で工費負担、全園の開園。